宝塚あいわ苑訪問看護ステーション

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人愛和会が設置する宝塚あいわ苑訪問看護ステーション（以下「事所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め､指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり主治医が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

第２条　事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において､その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

２．利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

３．利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４．事業に当たっては､利用者の所在する市町村､居宅介護支援事業者､地域包括支援センター､保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５．指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

６．前５項のほか､「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第３７号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護の運営の方針）

第３条　事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において､その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

２．利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３．事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

４．事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５．指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

６．前５項のほか､「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年３月１４日厚生労働省令第３５号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）
第４条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の保健師・看護師・准看護師・理学療法士・又は作業療法士（以下看護師等という）によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）
第５条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。
（１）名　称　　宝塚あいわ苑訪問看護ステーション
（２）所在地　　宝塚市中筋２丁目１０番１１号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第６条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする
（１）管理者　　看護師　1名（常勤職員・訪問看護職員と兼務）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
（２）看護職員　2.5名以上（内、１名は常勤）
看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕にあたる。
（３）リハビリ職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）必要時　1名以上
主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づきリハビリテーションにあたる。

（営業日及び営業時間）
第７条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　　月曜日から土曜日までとする。
但し、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
（２）営業時間　午前8時30分から午後5時までとする。
（３）サービス提供時間　　午前9時から午後5時まで。
（４）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）
第８条　事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。
（１）訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載
（サービス内容の例）
①病状・障がいの観察
②清拭・洗髪等による清潔の保持

③食事および排泄等日常生活の世話
④床ずれの予防・処置
⑤リハビリテーション
⑥ターミナルケア
⑦認知症患者の看護
⑧療養生活や介護方法の指導
⑨カテーテル等の管理
⑩その他医師の指示による医療処置

（２）訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
（３）訪問看護報告書の作成

（指定訪問看護の利用料等）
第９条　指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に記す負担割合の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号）によるものとする。
２．指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に記す負担割合の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成１８年３月１４日厚生省告示第１２７号)によるものとする。
３．次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
１）公共交通機関を利用した場合・・・実費
２）自動車を使用した場合
（１）事業所から片道2キロメートル～4キロメートル未満・・・200円
（２）事業所から片道4キロメートル以上・・・・・・・・・・400円
４．死後の処置を行った場合は、10,000円を徴収する事とする。
５．利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
６．指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
第１０条　通常の事業の実施地域は、宝塚市、川西市、伊丹市とする。

（衛生管理等）
第１１条　看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時、事故発生時等における対応方法及び再発防止に関する事項）
第１２条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に、病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
２．利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
３．利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
４．事故の発生又はその再発防止についての指針を作成し、またその協議を行うための会議を開き、従業者に対して研修を行うものとする。

（身体拘束禁止に関する事項）
第１３条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の際、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

（身分を証する書類の携行に関する事項）
第１４条　事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないものとする。

（苦情処理）
第１５条　指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
２．事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法定２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
３．本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）
第１６条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
２．事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２．事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（暴力団の排除）

第１８条　事業者は、その運営において暴力団等の支配をうけないものとする。

（感染防止）

第１９条　事業者は、感染状況下においても、できる限り通常通りの訪問看護サービスを提供するよう努めるものとする。

（カスタマーハラスメント防止）

第２０条

事業者は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われるハラスメント及び利用者又はその家族等からのハラスメントにより、従業者の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じるものとする。

２．　事業者は、ハラスメントの防止に関する方針を明確にし、相談体制の整備、職員への周知・研修その他必要な対策を講じるものとする。

３．　利用者又はその家族等から、暴力、暴言、脅迫、威圧的な言動、性的な言動、長時間の拘束、過度な要求その他社会通念上相当な範囲を超える要求や言動（カスタマーハラスメント）があった場合には、職員の安全確保のため必要な措置を講じるものとする。また、サービス提供の継続が困難と認められる場合には、関係機関と連携し必要な調整を行った上で、契約書に基づきサービスの提供を中止し、又は利用契約を解除することがある。

（非常災害対策・事業継続計画）

第21条

事業者は、非常災害及び感染症の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制において早期の業務再開を図るため、必要な業務継続計画（BCP）を策定し、当該計画に基づき必要な措置を講じるものとする。

２．　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３．　事業者は、業務継続計画について定期的に見直しを行い、必要に応じてその内容を変更するものとする。

４．　非常災害又は感染症が発生した場合には、利用者及び従業者の安全確保に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、サービスの継続又は早期再開に必要な措置を講じるものとする。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）
第２２条　事業者は、少なくとも年1回以上、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、評価の結果を公表するものとする。

（その他運営に関する留意事項）
第２３条　事業所は､従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし､また、業務の執行体制についても検証、整備する。
（１）採用時研修　　採用後１ヵ月以内
（２）継続研修　　年６回
２．従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３．従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４．事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
５．事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。
６．この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、平成２６年０８月０１日から施行する。
この規程は、平成２６年０８月２６日から施行する。
この規程は、平成２６年１１月０１日から施行する。
この規程は、平成２７年０４月０１日から施行する。
この規程は、平成２７年０５月０１日から施行する。
この規程は、平成２７年０６月０１日から施行する。
この規程は、平成２７年１１月０４日から施行する。
この規程は、平成２８年０４月０１日から施行する。
この規程は、平成３０年０８月０１日から施行する。
この規程は、平成３０年０９月０１日から施行する。
この規程は、２０２０年０２月０１日から施行する。
この規程は、２０２３年０４月０１日から施行する。
この規程は、２０２４年０４月０１日から施行する。
この規定は、２０２６年０８月２５日から施行する。
この規定は、２０２６年１０月１５日から施行する。